

## 平成 28 年度 設備投資における税制優遇措置などについて ー太陽光発電設備はどうなる？ー

※この文章は税理士法人名南経営が、平成 28 年 4 月 28 日現在の情報に基づいて作成しています。具体的な対応については、貴社の顧問税理士などの専門家とご相談ください。

本コラムでは、平成 28 年度の税制改正における設備投資に対する税制優遇措置などをまとめました。その優遇措置は主として、再生可能エネルギーと生産性向上に関する設備投資に対するものであり、それらの内容と関連する補助金の情報などをご紹介します。また、話題性のある太陽光発電設備については投資のポイントを記載しました。

※本コラムにおける「中小企業者等」とは次のとおりです。

- ・資本金または出資金の額が 1 億円以下の法人
- ・資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人事業主
- ・農業協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会等）

ただし、次の法人は、たとえ資本金が 1 億円以下でも中小企業者とはなりません。

- ①大規模法人（資本金もしくは出資金の額が 1 億円超の法人または資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人超の法人）から 2 分の 1 以上の出資を受ける子会社
- ② 2 以上の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける子会社

### 1. 再生可能エネルギーに関する設備投資と税制優遇措置などについて

#### ①グリーン投資減税の改正

グリーン投資減税（環境関連投資促進税制）とは、青色申告書を提出する個人および法人が、太陽光発電設備や風力発電設備などの対象設備を取得し、1 年以内に国内の事業の用に供した場合は優遇措置を受けられる税制で、平成 23 年度の税制改正において創設されました。

平成 28 年度の税制改正では、対象設備と優遇措置は次表のとおり変更され、対象設備の取得期限は 2 年延長し平成 30 年 3 月 31 日までとなりました。なお、グリーン投資減税は補助金との併用はできません。

#### ■平成 28 年度税制改正における主な変更点

太陽光発電設備	従来からの売電型の「認定設備」※1は対象外とし、従来は対象外であった自家消費型の「認定外設備」（ただし出力 10kW 以上）を新たに対象とする。
風力発電設備	「即時償却」を廃止する。
車両運搬具	「税額控除」は除外する。

※1：再生可能エネルギーの固定買取価格制度に基づく全量売電や余剰売電をしていた発電設備

■平成 28 年度グリーン投資減税の対象設備と優遇措置

対象設備（概要）	優遇措置
<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備（10kW 以上の自家消費型「認定外設備」）</li> <li>・風力発電設備（1 万 kW 以上）</li> <li>・中小水力発電設備</li> <li>・地熱発電設備（1000kW 以上）</li> <li>・下水熱利用設備（管内設置型）</li> <li>・木質バイオマス発電設備（2 万 kW 未満）</li> <li>・コンバインドサイクル発電ガスタービンなど</li> </ul>	<p>30%特別償却 または 7%税額控除 (7%の税額控除は中小企業者等が選択できます。)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラグインハイブリッド自動車</li> <li>・エネルギー回生型ハイブリッド自動車</li> <li>・電気自動車</li> </ul>	<p>30%特別償却</p>

②再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減措置

この制度は平成 24 年度に創設され、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けた発電設備「認定設備」に対して、固定資産税が課せられることとなった年度から 3 年分の固定資産税に限り、課税標準を軽減し固定資産税を減額する特例措置です。

平成 28 年度税制改正においては、グリーン投資減税と同様に、太陽光発電設備については売電型の「認定設備」を対象外とした上で、自家消費型の「認定外設備」を新たに対象とし、適用期限を 2 年延長して平成 30 年 3 月 31 日までとなりました。

対象設備（概要）	特例措置
<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備（ただし自家消費型の「認定外設備」）</li> <li>・風力発電設備</li> </ul>	<p>課税標準額の 2/3</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小水力発電設備</li> <li>・バイオマス発電設備</li> <li>・地熱発電設備</li> </ul>	<p>課税標準額の 1/2</p>

上記表中の特例措置は、各自治体が一定の幅（±1/6）で独自に設定できる「わがまち特例」（平成 24 年度税制改正により、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を市町村が判断し、条例で決定できる仕組み「地域決定型地方税制特例措置」のこと）を適用します。

③「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」の創設

ここでは再生可能エネルギーに関連した設備導入の補助金をご紹介します。

この補助金は、自家消費型の太陽光発電・木質バイオマス発電などの発電システム、木質バイオマスや地中熱などを利用した熱利用設備、蓄電池の導入に対して補助を行い、地域における再生可能エネルギー利用の拡大を加速するため、平成 28 年度に創設されました。

予算額は約 33.5 億円（新規事業分）、補助率は通常は 1/3 以内、地方自治体との連携・指定などを受けて行う場合は 2/3 以内となっています。公募期間は平成 28 年 4 月 28 日から平成 28 年 9 月 9 日までとなり、締め切り日は 4 回設けられています。公募要領など詳細につきましては、SII（一般社団法人環境共創イニシアチブ）のホームページ<sup>※2</sup>をご参照ください。

※2 [https://sii.or.jp/re\\_energy28/](https://sii.or.jp/re_energy28/)

## 2. 生産性向上に関する設備投資における税制優遇措置とその関連情報について

### ①生産性向上設備投資促進税制はラストチャンス！

生産性向上設備投資促進税制は、業種を問わず、幅広い設備について即時償却（平成 28 年 3 月 31 日まで）や税額控除ができる点で、過去に類を見ない規模の設備投資減税でした。しかし、平成 28 年度税制改正により、法人実効税率の引き下げに伴う財源の確保の観点から、適用期限である平成 29 年 3 月 31 日までの事業供用分で廃止されることが明確化されました。

平成 29 年 3 月 31 日までに事業供用する設備投資については、生産性向上設備投資促進税制がまだ適用できますので、これから設備投資を予定している場合には、この優遇措置の活用をぜひ検討しましょう。

### ■生産性向上設備投資促進税制の優遇措置

対象設備	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで の事業供用分	平成 29 年 4 月 1 日以後 の事業供用分
一定の機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア	50%特別償却 または 4%税額控除	廃 止
一定の建物、構築物	25%特別償却 または 2%税額控除	

### ②中小企業投資促進税制の上乗せ措置の活用も

中小企業者等であれば、生産性向上設備投資を行う際に利用できる中小企業投資促進税制の上乗せ措置について、平成 29 年 3 月 31 日までに事業供用される場合、即時償却の対象となります。対象業種・対象設備は限定されますが、該当する設備投資がある場合にはぜひ検討しましょう。

■中小企業投資促進税制の上乗せ措置の優遇措置

資本金	優遇措置
3,000 万円超 1 億円以下	即時償却または 7%税額控除
3,000 万円以下	即時償却または 10%税額控除

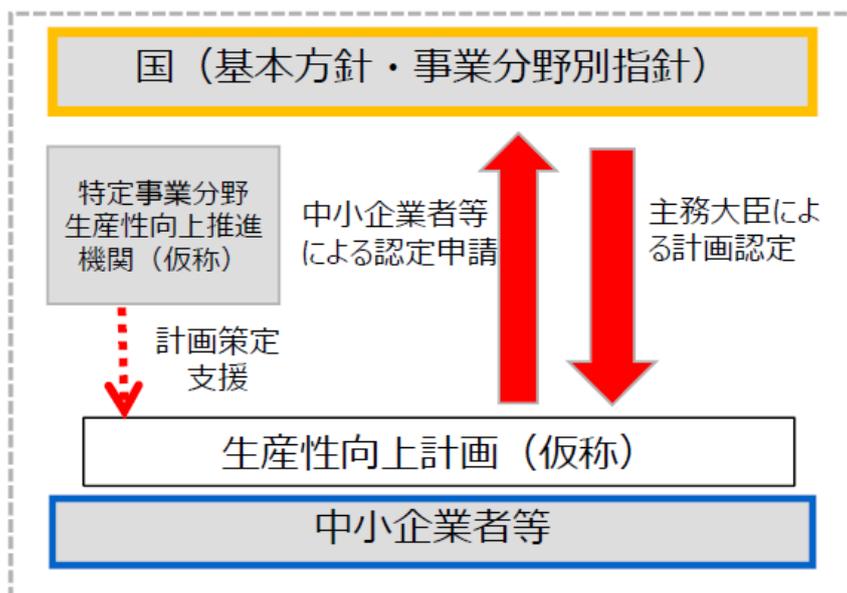
③生産性向上設備に係る固定資産税の軽減措置の創設（注：執筆時点で国会審議中）

平成 28 年度税制改正で「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律【中小企業等経営強化法】」の制定を前提に、その施行日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、中小企業者等が下記の要件を満たす「生産性向上設備（仮称）」の「機械装置」を取得した場合は、固定資産税の課税標準を 1/2 に減額する措置が 3 年間設けられます。この措置は、ファイナンス・リース取引による導入の場合も適用可能であり、赤字の法人にも効果があると期待され、手続きは、次の図表のように「生産性向上計画（仮称）」を作成し申請を行います。詳細な運用については法律の制定後に明らかになる予定です。

「生産性向上設備（仮称）」の「機械装置」の要件
(1) 新品で 1 台または 1 基の取得金額が 160 万円以上のもの
(2) 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率など）が年平均 1%以上向上するもの
(3) 販売開始から 10 年以内のもの

この要件は、生産性向上設備投資促進税制の A 類型の機械装置と類似した要件ですが、最新モデルである必要はありません。

■手続きのイメージ図



出典：政府税制調査会「説明資料（平成 28 年度税制改正等について～地方税～）（平成 28 年 1 月 28 日）」P. 24  
[http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/\\_icsFiles/afieldfile/2016/02/01/27zen29kai7.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afieldfile/2016/02/01/27zen29kai7.pdf)

#### ④補助金との併用について

生産性向上設備投資促進税制と中小企業投資促進税制は、補助金との併用について制限は設けられていません。しかし、各補助金の公募要領等において、補助金を受け取る場合に制限を設けている場合もあるため、注意が必要です。

例えば、平成 26 年度補正予算「地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金」および平成 27 年度補正予算「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」では、「生産性向上設備投資促進税制」との併用が「公募要領」の中で制限されています。一方、「中小企業投資促進税制」については、中小企業庁のホームページでは、次のようにこれらの補助金との併用に制限はないことが明らかにされています。

Q. 設備取得の際に国又は地方公共団体から補助金を受けた場合でも、中小企業投資促進税制（租税特別措置法第 10 条の 3、第 42 条の 6）の対象となりますか？

A. 原則として対象になります。ただし、補助事業において、中小企業投資促進税制との併用を制限している場合がありますので、利用された補助事業の公募要領等を御確認下さい。なお、平成 26 年度補正予算「地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金」及び平成 27 年度補正予算「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」では、生産性向上設備投資促進税制との併用は制限されていますが、中小企業投資促進税制との併用は、通常措置・上乗せ措置とも制限されていません。

出典：<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.htm>

### 3. 太陽光発電設備の導入にあたって

#### ①太陽光発電設備は売電型から自家消費型へ

太陽光発電の買取価格（非住宅用：10kW 以上）は年々引き下げられて、平成 28 年度は「24 円/kWh（税抜）」となりました。また、平成 28 年度のグリーン投資減税などの優遇措置について、売電型の「認定設備」の投資は対象外となる一方、自家消費型の「認定外設備」の投資は対象となりました。さらに、自家消費型の太陽光発電設備に対しては、新たに「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」が設けられたりするなど、国のエネルギー政策の方向性としては、売電型の投資から地産地消の自家消費型の投資にシフトしつつあるように感じます。

#### ②生産性向上設備投資減税と太陽光発電設備

工場や病院の屋根に太陽光発電設備を設置する場合のほか、遊休地などに太陽光発電設備を設置し、固定買取価格制度に基づき売電を行う場合についても、平成 29 年 3 月 31 日までに事業供用するものについては、生産性向上設備投資促進税制の適用ができる場合があ

ります。

さらに中小企業者等であって、指定事業<sup>※3</sup>の用に供した場合、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を適用できる場合があります。例えば、工場の屋根に設置したり、病院の屋根に設置したりするような場合には指定事業である「製造業」や「医療」の用に供するため、適用できる場合があります。一方、太陽光発電設備を遊休地に設置して売電をする場合には、「電気業」の用に供することになりますが、指定事業に「電気業」は含まれないことから、中小企業投資促進税制の上乗せ措置の対象にならないと考えられます。

※3：中小企業投資促進税制の指定事業

製造業、建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除きます）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業）、農業、林業、漁業、水産養殖業

\* 風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当する事業については、対象となりません。

**【執筆者：税理士法人名南経営】**

名南コンサルティングネットワークグループの一社として、幅広い顧客層にさまざまな経営コンサルティングなどを実践している。

**【お問い合わせ先】**

オリックス株式会社 広域事業部

電子メールアドレス：kouiki\_biz@orix.jp

URL：https://biz.orix.co.jp/